

保育を必要とする理由一覧

預かり保育の利用料が無償化の対象となるには、保護者（父母両方とも）に下記いずれかの理由に該当する必要があります。

保育を必要とする理由	具体的な条件等
① 就労	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に全ての就労が対象（フルタイム・パートタイム・夜間などの就労や、居宅内で自営業等の家事以外の労働を常態としている場合も含む。） ・就労時間は1か月60時間以上を常態としていること。 ・農業従事者（農業経営者含む。）については、耕作面積30アール以上の農地で耕作している場合が対象
② 就学 （職業訓練含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、職業訓練校、専門学校、その他学校教育法等に規定する教育施設等に在学している場合 ・就学時間は1か月60時間以上であること。
③ 妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定月の前々月の初日※から、出産日の翌々月の末日まで ※この日より申請日が後の場合は、認定開始日が異なります。
④ 保護者の 疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が病気の状態又は心身に障害を有しているため、保育を必要とする場合
⑤ 同居親族の 介護または 看護等（入院中含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・同居親族が長期間病気の状態、心身に障害を有している、または長期間入院をしている状態で、保護者が常時その介護、看護に従事するため保育を必要とする場合
⑥ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・震災、風水害、火災等の災害にあい、保護者がその復旧にあたるため保育を必要とする場合
⑦ 求職活動 （起業準備含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動を1か月60時間以上行う場合（実績報告において、一定の時間数に満たない場合は、認定を取消すことがあります。） ・原則として認定日より3か月程度の期間限定の認定となり、その間に就労等できた場合（月60時間以上）は継続認定が可能（原則として、同一年度内に複数回求職活動を理由に認定を受けることはできません。）
⑧ 育児休業の 取得	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業に係る子ども以外の子どもの3～5歳児クラスの利用を希望する場合、育児休業期間満了日の属する月末までが認定対象期間
⑨ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外、明らかに保育の必要性があると認める場合

<問い合わせ先>

豊明市健康福祉部こども保育課

TEL：0562-92-1120